

岡崎市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革、事務所の所在地を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) まちづくり活動の地域を示す図面
- (8) まちづくり活動の実績を記載した書面
- (9) 法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。
- (3) 岡崎市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (5) 業務を行うに当たって関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができること。
- (6) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団（次号において「暴力団」という。）又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 役員に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいな

いこと。

- 2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 推進法人は、その業務の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務等変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

- 2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

（指定の取消しの手続）

第6条 市長は、法第121条第3項の規定により指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定により、原則として、聴聞を行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月8日から施行する。